

（側方照射灯）

第三十三条の二 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を一個ずつ備えることができる。

- 2 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（側方照射灯）

第44条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第119号改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則第119号改訂版6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第119号改訂版9.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第119号改訂版5.4.1.は適用しないこととし、協定規則第119号改訂版5.4.3.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

（側方照射灯）

第122条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 側方照射灯の光度は、16,800cd以下であること。
 - 二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。
 - 三 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
 - 四 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。
- 2 次に掲げる側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯
- 3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
 - 二 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。ただし、後退灯が作動した場合には、かじ取装置の向き又は方向指示器の作動にかかわらず、自動車の両側の側方照射灯を作動させることができる。
 - 三 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合には、自動的にその作動が停止する構造であること。
 - 四 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であつてすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
 - 五 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。
 - 六 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。
 - 七 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
 - 八 側方照射灯は、点滅するものでないこと。
 - 九 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 十 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げ

る性能を損なわないように取り付けられていること。

4 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯

（側方照射灯）

第200条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 側方照射灯の光度は、16,800cd以下であること。
- 二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。
- 三 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
- 四 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。

2 次に掲げる側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯

3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
- 二 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。ただし、後退灯が作動した場合には、かじ取装置の向き又は方向指示器の作動にかかわらず自動車の両側の側方照射灯を作動させることができる。
- 三 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合には自動的にその作動が停止する構造であること。
- 四 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であつてすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
- 五 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。
- 六 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。
- 七 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- 八 側方照射灯は、点滅するものでないこと。
- 九 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げ

る性能を損なわないように取り付けられていること。

4 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯